

令和8年度 公共施設へのマイボトル用給水機の設置及び保守管理等業務委託 仕様書

1 委託事業名

公共施設へのマイボトル用給水機の設置及び保守管理等業務

2 業務の目的

令和3年3月に策定した「京・資源めぐるプラン」の重点施策において、プラスチックの削減及び資源循環、再生可能資源等の利活用の促進に向けて、2030年度までの数値目標として、「ペットボトル排出量」市民1人当たり90本→45本（ピーク（2000年度）比約50%削減）を設定しており、これまでから、誰でも無料でマイボトル等に飲料水を補給できるスポット（以下「給水スポット」という。）として本市施設に給水機を設置してきた。

しかし、ペットボトル排出量は令和6年度時点で90本と横ばい傾向にあることや、施設利用者のサービス向上、近年の猛暑日の増加による熱中症リスクの軽減等にも効果的であることから、引き続き、マイボトルの更なる利用を促進し、ペットボトル等の使い捨てプラスチック製の飲料容器の削減を図るため、公共施設に給水機を設置する。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託内容

(1) 給水機の設置

事前に本市や施設管理者と綿密な協議を行ったうえで、次のとおり給水機を設置すること。

ア 給水機設置時期

契約締結後、次の「イ 設置数及び設置場所」に順次設置することとし、本市と日程調整のうえ、本市との協議により設置作業計画を定め、契約締結の日から概ね1箇月間を目安に設置作業を完了すること。ただし、委託期間内に新たに設置する給水機についてはこの限りではない。

イ 設置数及び設置場所

市内公共施設100施設に給水機を設置する。

なお、設置数には、すでに給水機を設置している97施設（令和8年3月時点、詳細は「別紙1 対象施設一覧」のとおり）及び委託期間中の新規設置3施設（予定）を含む。

設置場所は本市が保有する公の施設（指定管理者制度、外郭団体が管理する施設を含む）で、広く市民が利用可能な施設や庁舎等とする。

ウ 給水機の仕様

- (ア) プラスチックごみの削減及び温室効果ガス削減の観点から、環境負荷の少ない水道直結式のものであること。
- (イ) マイボトルに衛生的な給水が可能なものであること。
- (ウ) 常温水のみを給水可能な機器及び常温水と冷水（概ね10℃以下）を容易に切り替えて給水可能な機器とすること。また、火傷等の事故防止のため、温水は給水できない仕様であること。
- (エ) 感染症等の拡大防止のため、給水機側の抽出口とボトルが直接接触しにくい等の対策（【例1】抽出口が二重構造【例2】給水時にマイボトルを直接押し付けることにより、手指で機器に触れずに給水が可能な機種）が講じられていること。
- (オ) 設置スペースが限られる施設もあるため、機器の上限サイズは以下を目安とする。ただし、本サイズを超過する機器の提案を妨げるものではない。
 - ・ スタンド式 幅400mm×奥行600mm×高さ1,400mm
 - ・ 卓上式 幅300mm×奥行550mm×高さ550mm

エ 設置作業等

- (ア) 設置作業に当たっては、事前に現地確認を行い、設置場所や搬入経路を確認するなど、円滑に作業が進むよう計画的に取り組むこと。
- (イ) 給水機に接続する水栓、電源等は本市が指定した場所にある既存設備に接続を行うこと。
- (ウ) 給水機の利用状況を把握するため、受注者において流量計10台以上を用意し、本市が指定する給水機に取り付けること。
- (エ) 設置時に発生した不要物は速やかに回収し、受注者側で適法かつ安全に処分すること。
- (オ) 賃貸借期間、賃貸業者名、故障等のトラブル発生時の連絡先を給水機本体に明示すること。

(2) 給水機の移設

設置した給水機について、委託期間中に移設の必要が生じた場合は、本市と協議を行ったうえで、受注者において計画的かつ速やかに移設作業を行うこと。

(3) 給水機の撤去

契約満了時には、本市と協議を行ったうえで、計画的かつ速やかに機器一式の撤去を行い、契約満了後1箇月以内に、給水機設置前の状態に現状復帰させること。ただし、翌年度に同内容の契約を再度締結する場合は、原則として給水機をそのまま据え置くこととする。

(4) 給水機の保守管理等

- ア 機器の保守点検（メンテナンス）及び機器の適切な管理に必要なフィルターや消耗部品等の交換を年に1回以上、定期的に行うこととし、そのうえで、利用者及び設置施設がより安心かつ安全に給水機を活用できるような保守点検の実施頻度や手法を提案すること。
- イ 機器に故障等の不具合が発生した場合には、これらを直ちに回復させるよう保守業務を行うこと。また、すぐに機能が回復しない場合は、代替機器を用意すること。
- ウ 機器の不具合全般について、迅速に対応できる体制を確保すること。
- エ 流量計を取り付けている機器については、保守点検の作業時に、受注者において流量計の数値を記録し、電子メール等により本市に報告すること。ただし、流量計の数値を本市に定期的に報告できる他の手法がある場合はこの限りではなく、その手法について提案すること。
- オ その他、利用者及び設置施設がより安心かつ安全に給水機を活用できるようにするため、本市の要請に対して、可能な限りの対応すること。

(5) 掲示物の制作、印刷

以下の掲示物を制作、印刷するとともに、制作物の納品、掲示について対応すること。制作スケジュールや納品、掲示に係る詳細は、本市と受注者との協議により決定するものとする。

また、本市又は施設管理者から、ペットボトル削減をはじめとしたプラスチック削減のPR、水道水の利用促進、給水機の利用方法や利用マナー等に関する新たな掲示物について相談があった場合は、掲示物の制作又は制作に関する助言を行うなど、可能な限りのサポートを行うこと。

なお、以下の「イ 給水機本体用ステッカー」は既存デザインがあるため、本市からデータを提供する。その他のポスターはデザイン制作、校正を含むものとする。

- ア 設置施設の出入口付近に掲示するポスター
- ・ 施設内に給水機があることを示す目的
 - ・ A4サイズ（予定）、カラー
 - ・ 200枚（1施設当たり最大2枚）
 - ・ 受注者において、機器設置時又は設置後速やかに設置施設に納品。
- イ 給水機本体用ステッカー
- ・ 誰でも自由に使える「給水スポット」であることを示す目的
 - ・ 機器本体に必ず貼付すること
 - ・ 丸型12cm、カラー
- ウ 給水機周辺に掲示するポスター
- ・ 事業目的（使い捨てプラスチック削減）を啓発する目的

- ・ A4サイズ（予定）、カラー
- ・ 100枚（給水機1台当たり1枚）
- ・ 受注者において、機器設置時又は設置後速やかに設置施設に納品。

(6) その他

上記(1)～(5)のほか、本事業の事業効果を高める取組があれば提案すること。

5 費用負担

- (1) 給水機の使用による電気代及び水道代は本市又は施設管理者が負担する。
- (2) 給水機の設置時にラックや、認知を高めるためのスタンド等が必要な場合は、受注者の負担で対応するものとする。
- (3) 給水機の設置、移設及び撤去の作業に伴う費用は、全て受注者の負担で行うこと。

6 支払条件

12箇月の均等払いとし、毎翌月払いとする。

なお、給水機一台当たりの月額単価に基づく支払いを基本とするが、月途中で設置する場合は設置日から月末まで、また、撤去する場合は月初から撤去完了日までの日割金額によるものとする。

7 善管注意義務

- (1) 本市は、常に善良なる管理者の注意をもって機器の維持保全に努めるものとする。
- (2) 受注者は、給水機の設置に当たり、転倒防止等安全に十分配慮しなければならない。
- (3) 本市の故意又は重過失による場合を除き、給水機が転倒又は転落して、施設利用者等が負傷した場合の賠償は受注者が行うこととする。ただし、天災地変その他受注者の責めに帰すべからざる理由により発生した場合は、別途本市と受注者の協議のうえ、対応する。

8 委託業務の進行等

- (1) 機器を設置又は移設、撤去した場合は、作業完了後速やかに、作業完了後の機器の設置状況が分かる写真とともに、その旨を電子メール等により本市に報告すること。
- (2) 本市又は施設管理者から、設置機器に関する相談等があった場合は、必要に応じて現地確認を行うなど、誠実に対応すること。

- (3) 本事業の実施に当たり、関連法令等を遵守すること。
- (4) この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受注者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、本市の指示するところによるものとする。

9 実績報告等

(1) 実績報告書

事業終了後、速やかに当事業の実績報告書を取りまとめ、京都市 環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課に提出すること。

なお、本市は実績報告書の内容を検査し、必要により証拠書類等の写しを受注者から求めることができるものとする。

(2) 成果物

以下の資料を成果品として、提出すること。

ア 各PRツール、広報物等の入稿用版下データ (Adobe Illustrator (CC 対応) に対応)

- ・ 再編集可能なデータ
- ・ アウトライン化済みのデータ

イ 各PRツール、広報物のPDFデータ

ウ 流量計の計測数値一式

10 その他特記事項

(1) 個人情報等の保護

受注者は、本業務によって知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、委託業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。また、受注者は、本業務において個人情報等を取り扱う場合は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(2) 所有権の取扱い

本契約に基づき設置する給水機、その他フィルター等の備品類の所有権は受注者にあり、本市は給水機の権利若しくは義務の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

(3) 再委託の制限

受注者は、本業務の履行を第三者に再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(4) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、京都市の責に帰すべきものを除き、全て受注者の責任において処理すること。

(5) 著作権の取扱い

円滑な事業の実施、成果の普及を図るため、この委託業務により生じた著作権については、原則として京都市に帰属させるものとする。

以上

(別紙) 対象施設一覧

箇所数	施設名	施設住所	設置場所	給水機の種類
1	京都アスニー(京都市生涯学習総合センター)	〒604-8401 京都市中京区聚楽廻松下町9番地の2	2階廊下	常温水のみ
2	京都市総合教育センター1	〒600-8023 京都市下京区富永町344	1階玄関給湯室付近	冷水・常温水
3	京都市総合教育センター2	〒600-8023 京都市下京区富永町344	2階給湯室付近	冷水・常温水
4	南区総合庁舎	〒601-8511 京都市南区西九条南田町1-3	1階まちづくり推進担当 前ロビー	冷水・常温水
5	京都市宇多野ユースホステル	〒616-8191 京都市右京区太秦中山町29番地	1階休憩スペース付近	常温水のみ
6	京都動物愛護センター	〒601-8103 京都市南区上鳥羽仏現寺町11	出入口横スペース	冷水・常温水
7	京都市環境保全活動センター(京エコロジーセンター)	〒612-0031 京都市伏見区深草池ノ内町13	3階交流コーナー流し台	冷水・常温水
8	上下水道局本庁舎	〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3	1階出入口付近	冷水・常温水
9	琵琶湖疏水記念館	〒606-8437 京都市左京区南禅寺草川町17	1階出入口付近	冷水・常温水
10	伏見区役所 深草支所	〒612-0861 京都市伏見区深草向畑町93-1	1階保険年金課待合スペース	冷水・常温水
11	伏見東部地域体育館	〒601-1344 京都市伏見区醍醐辰巳町4-1	玄関ホールごみ箱付近	冷水・常温水
12	烏丸御池駅	〒604-8171 京都市中京区虎屋町地先	北改札から入場し、東西線乗換え方向の通路	冷水・常温水
13	中京地域体育館	〒604-8433 京都市中京区西ノ京北小路町4	玄関ホール右手、執務室前	冷水・常温水
14	久世地域体育館	〒601-8202 京都市南区久世大築町36	玄関ホール右手、執務室前	冷水・常温水
15	京都市北いきいき市民活動センター	〒603-8226 京都市北区紫野西舟岡町2番地	1階手洗い場付近	冷水・常温水
16	京都市久世いきいき市民活動センター	〒601-8202 京都市南区久世大築町54番地の1	1階給湯室入口付近	冷水・常温水
17	京都市上鳥羽南部いきいき市民活動センター	〒601-8176 京都市南区上鳥羽山ノ本町332番地	卓球台のあるホールの近くの給湯室付近	冷水・常温水
18	下京区総合庁舎	〒600-8588 京都市下京区西洞院通塩小路上る東塩小路町608番地の8	1階カウンター左横に設置	冷水・常温水
19	サンサ右京(右京区役所)	〒616-8511 京都市右京区太秦下刑部町12番地	1階ホール男子トイレ入口付近	冷水・常温水
20	中央図書館	〒604-8401 京都市中京区聚楽廻松下町9-2	1階手洗い場横	冷水・常温水
21	左京図書館	〒606-8103 京都市左京区高野西開町5	手洗い場横	冷水・常温水
22	分庁舎	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	1階授乳室入口付近	冷水・常温水
23	伏見中央図書館	〒612-8051 京都市伏見区今町659-1	トイレ付近手洗い場横	冷水・常温水
24	向島図書館	〒612-8141 京都市伏見区向島二ノ丸町151-35	手洗い場横	冷水・常温水
25	醍醐図書館	〒601-1436 京都市伏見区石田西ノ坪町1-2	手洗い場横	冷水・常温水
26	下京図書館	〒606-8449 京都市下京区新町通松原下る富永町110-1	入口手洗い場横	常温水のみ
27	岩倉図書館	〒606-0013 京都市左京区岩倉下在地町16	出入口の風除室内	常温水のみ
28	京都市障害者スポーツセンター	〒606-8106 京都市左京区高野玉岡町5番地	2階休憩コーナー(自販機横)	冷水・常温水
29	京都市障害者教養文化・体育会館	〒601-8155 京都市南区上鳥羽塔ノ森上河原37-4	1階給湯室付近	冷水・常温水
30	横大路運動公園(体育館)	〒612-8263 京都市伏見区横大路下ノ坪1	1階	冷水・常温水
31	京都市青少年科学センター	〒612-0031 京都市伏見区深草池ノ内町13番地	展示棟1階トイレ付近	冷水・常温水
32	下鳥羽公園(スポーツ施設)	〒612-8394 京都市伏見区下鳥羽西芹川町	管理事務所入口	冷水・常温水
33	東山区総合庁舎(北館)	〒605-8511 京都市東山区清水5丁目130-6	地下1階元公衆電話置場	冷水・常温水
34	下京地域体育館	〒600-8202 京都市下京区川端町13	既存の給水機の横に併設	冷水・常温水
35	堀川御池ギャラリー	〒604-0052 京都市中京区油小路通御池押油小路町238—1	入口右手の障害者トイレ付近	冷水・常温水
36	宝が池公園運動施設(体育館)	〒606-0932 京都市左京区松ヶ崎西池ノ内町2	1階自動販売機の横	冷水・常温水
37	京都市武道センター	〒606-8323 京都市左京区聖護院円頓美町46-2 京都市武道センター	1階	冷水・常温水
38	市民スポーツ会館	〒615-0864 京都市右京区西京極新明町32	2階ロビー(既存給水機の隣に併設)	冷水・常温水
39	京北運動公園	〒601-0316 京都市右京区京北比賀江町院谷21-1	管理事務所内	冷水・常温水
40	中京区役所	〒604-8588 京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521	1階エレベーター付近	冷水・常温水

(別紙) 対象施設一覧

箇所数	施設名	施設住所	設置場所	給水機の種類
41	山科まち美化事務所	〒607-8253 京都市山科区小野弓田町3番地	1階来庁者用玄関の右側のスペース	冷水・常温水
42	東部まち美化事務所	〒606-8103 京都市左京区高野西開町34-3	1階入口付近	冷水・常温水
43	西京まち美化事務所	〒615-8158 京都市西京区榎原秤谷町37	1階入口付近	冷水・常温水
44	北区役所(北区総合庁舎 本庁舎)	〒603-8511 京都市北区紫野東御所田町33-1	2階身障者トイレ付近	冷水・常温水
45	西京区役所	〒615-8522 京都市西京区上桂森下町25-1	1階エレベーター付近	冷水・常温水
46	元離宮 二条城	〒604-8301 京都市中京区二条通堀川西入二条城町541	事務所棟玄関前(軒下の既存ウォータークーラー)	常温水のみ
47	京都市動物園	〒606-8333 京都市左京区岡崎法勝寺町 岡崎公園内	正面エントランス、カフェ付近	冷水・常温水
48	みやこめっせ	〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1	1階の自販機コーナー内	冷水・常温水
49	南部まち美化事務所	〒601-8444 京都市南区西九条森本町50	入口付近	冷水・常温水
50	北消防署	〒603-8432 京都市北区大宮西脇台町17番地の2	1階自販機横	冷水・常温水
51	伏見区役所	〒612-8511 京都市伏見区鷹匠町39番地の2	1階水飲み場付近	冷水・常温水
52	本庁舎	〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	1階ホール	冷水・常温水
53	アスニー山科(京都市生涯学習センター)	〒607-8080 京都市山科区竹鼻竹ノ街道町92番地 ラクト山科C棟2階	給湯室内	冷水・常温水
54	第二児童福祉センター	〒612-8434 京都市伏見区深草加賀屋敷町24番地の26	1階	冷水・常温水
55	西京区役所 洛西支所	〒610-1198 京都市西京区大原野東境谷町二丁目1-2	1階	冷水・常温水
56	山科地域体育館	〒607-8169 京都市山科区栂辻西浦町1-12	1階ロビー	冷水・常温水
57	醍醐地域体育館	〒601-1375 京都市伏見区醍醐高畑町30-1 パセオダイゴロー西館3階	3階ロビー	冷水・常温水
58	伏見北堀公園地域体育館	〒612-0852 京都市伏見区深草大亀谷五郎太町23	1階ロビー	冷水・常温水
59	やまごえ温水プール	〒616-8262 京都市右京区梅ヶ畑向ノ地町27-1	1階受付横	冷水・常温水
60	京北病院	〒601-0533 京都市右京区京北下中町烏谷3番地	1階	冷水・常温水
61	右京区役所 京北出張所	〒601-0292 京都市右京区京北周山町上寺田1-1	1階	冷水・常温水
62	桂川地域体育館	〒615-8201 京都市西京区上桂今井町131	1階ロビー	冷水・常温水
63	京都アクアリーナ	〒615-0846 京都市右京区西京極徳大寺団子田町64	1階水飲み場付近	冷水・常温水
64	小畑川中央公園	〒610-1142 京都市西京区大枝東新林町2丁目	2階ロビー	冷水・常温水
65	児童福祉センター	〒604-8855 京都市中京区壬生東高田町1番地の20	1階キッズコーナー付近	冷水・常温水
66	こども体育館	〒606-0921 京都市左京区松ヶ崎平田町	手洗い場横	冷水・常温水
67	下京青少年活動センター	〒600-8202 京都市下京区川端町13	1階入口付近	冷水・常温水
68	伏見青少年活動センター	〒612-8062 京都市伏見区鷹匠町39-2(伏見区総合庁舎4階)	ロビー内	冷水・常温水
69	京都里山SDGsラボ「ことす」	〒601-0251 京都市右京区京北周山町下寺田11 元京北第一小内	2階廊下	常温水のみ
70	ウッドイー京北	〒601-0251 京都市右京区京北周山町上寺田1-1	休憩スペース内	冷水・常温水
71	北青少年活動センター	〒603-8163 京都市北区紫野西御所田町56番地(北区総合庁舎西庁舎3・4階)	3階ロビー	冷水・常温水
72	東部土木みどり事務所	〒607-8342 京都市山科区西野様子見町1-2	2階執務室内受付付近	冷水・常温水
73	西京土木みどり事務所	〒615-8086 京都市西京区桂乾町9	1階	冷水・常温水
74	北部土木みどり事務所	〒603-8431 京都市北区大宮東脇台町8	1階	冷水・常温水
75	左京土木みどり事務所	〒606-8104 京都市左京区高野竹屋町4	2階	冷水・常温水
76	西部土木みどり事務所	〒615-0056 京都市右京区西院西貝川町31	1階入口付近	冷水・常温水
77	中央青少年活動センター	〒604-8147 京都市中京区東洞院通六角下る御射山町262(ウイングス京都3階)	3階ロビー	冷水・常温水
78	南部区画整理事務所	〒612-8439 京都市伏見区深草五反田町112	2階	冷水・常温水
79	ひと・まち交流館	〒600-8127 京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1	1階	冷水・常温水
80	上鳥羽北部いきいき市民活動センター	〒601-8107 京都市南区上鳥羽南唐戸町62-2	1階廊下	冷水・常温水

(別紙) 対象施設一覧

箇所数	施設名	施設住所	設置場所	給水機の種類
81	山科区役所	〒607-8511 京都市山科区榎辻池尻町14-2	2階大会議室前	冷水・常温水
82	右京中央図書館	〒616-8104 京都市右京区太秦下刑部町12	サンサ右京3階 図書館内トイレ入口脇手 洗い場付近	冷水・常温水
83	醍醐中央図書館	〒601-1375 京都市伏見区醍醐高畑町30-1	バセオ醍醐ロー西館4階 図書館入口入って右側自 動貸出機付近	冷水・常温水
84	京(みやこ)あんしんこども館	〒604-0091 京都市中京区釜座通丸太町上る梅屋町174-3	1階	常温水のみ
85	南図書館	〒601-8011 京都市南区東九条南山王町5-5	入口前右側	冷水・常温水
86	久世ふれあいセンター	〒601-8203 京都市南区久世築山町328	受付カウンター脇	冷水・常温水
87	京都市文化財建造物保存技術研修センター	〒605-0862 京都市東山区清水二丁目205-5	2階資料室	冷水・常温水
88	ラポール京都(京都労働者総合会館)	〒604-8854 京都市中京区壬生仙念町30-2	3階フロア(ラポール学園)	冷水・常温水
89	左京区役所	〒606-8511 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2	1階大会議室前	冷水・常温水
90	老人保養センター	〒601-1436 京都市伏見区石田西ノ坪1丁目2番	1階 浴室付近のスペース	冷水・常温水
91	上下水道局太秦庁舎	〒616-8084 京都市右京区太秦安井一町田町14番地	1階ロビー	冷水・常温水
92	京都市立芸術大学	〒600-8601 京都市下京区下之町57-1	C棟1階西側入口付近	冷水・常温水
93	伏見まち美化事務所	〒612-8244 京都市伏見区横大路千両松町447	1階入口奥待機室内	冷水・常温水
94	京都市国際交流会館	〒606-8436 京都市左京区粟田口鳥居町2-1	2階廊下	常温水のみ
95	西部まち美化事務所	〒615-0056 京都市右京区西院西貝川町57-1	2階自販機横	冷水・常温水
96	京都市伏見いきいき市民活動センター	〒612-8434 京都市伏見区深草加賀屋敷町6-2	受付	冷水・常温水
97	京都市中央卸売市場第二市場	〒601-8361 京都市南区吉祥院石原東之口町2	2階自販機横	冷水・常温水